平成２３年（フ）第１３３号
千葉県印旛郡栄町安食3636番地８　須藤ハイツ２号
債務者　根本　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１５０号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　９棟402号
債務者　齋藤　勝廣
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１５７号
千葉県八街市富山1314番地2706
債務者　菊池　ユリ
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１６６号
千葉県四街道市栗山345番地　県営住宅４棟101号
債務者　大川あけみ
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２６８号
愛知県豊田市若林西町池ノ上23番地　サンエール池ノ上Ｂ―202号
債務者　平山　博子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
愛知県岡崎市土井町字藤ノ木乙５番地　プレステージ15―201
債務者　近藤板金こと　近藤　健博
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２６５号
高知市薊野西町１丁目20番２号　西村アパート２階８号室
債務者　清遠　一夫
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７９号
長崎県諫早市高来町東平原244番地４、旧住所長崎県諫早市永昌町28番32号
債務者　松尾　和仁
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
長崎県諫早市堂崎町５番地１　県住Ｏ棟504号、前住所長崎県諫早市小長井町大峰973番地１　長里住宅Ｂ―２
債務者　馬渡　　望
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
北海道旭川市永山10条８丁目５番６号　フォーシーズンⅡ202
債務者　林　　真史
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８３号
北海道旭川市豊岡６条１丁目４番17号　Ｓ・ＤＡＩＷA102号
債務者　青山　正行
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９６号
北海道旭川市５条通13丁目845番地大成アパート101号
債務者　早坂ひろみ
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９７号
北海道旭川市亀吉３条３丁目２番６号　２号
債務者　菊池　信子（旧姓船木）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９８号
北海道上川郡愛別町字中央1098番地１
債務者　伊藤　良枝（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９９号
北海道旭川市宮下通25丁目490番地の68　宮下25ハイツ104号室
債務者　生出　貴紀
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部